

「福岡県アレルギー疾患対策推進計画（令和2年3月策定）」

〈基本理念〉

アレルギー疾患を有する方やその家族がアレルギー疾患について正しく理解し、的確に自己管理できることで、安全・安心な生活の実現を目指す。

〈施策の柱〉

【施策の柱1】アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防

【施策の柱2】アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

【施策の柱3】アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

1 アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防

（1）アレルギー疾患を有する者や家族等への適切な情報提供

① 一元的な情報の提供

○ 県ホームページに以下の内容を掲載

・ 各手引き、パンフレットの掲載

② 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019改訂版）」
（厚生労働省）

③ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（公益財団法人 日本学校保健会）
食物アレルギー緊急時対応マニュアル（福岡県教育委員会）
「小児のアレルギー疾患保健指導の手引き」（厚生労働省の研究事業）
災害時の対応（各種パンフレット、マニュアル等）

・ 医療情報

・ 講習会・研修会の情報

・ 日本アレルギー学会「アレルギーポータル」

・ 厚生労働省「リウマチ・アレルギー対策」

・ 環境省「花粉情報サイト」

・ 福岡県医師会「花粉情報」

・ 日本アレルギー協会

② 講習会の実施による普及啓発

【令和元年度実績】

- 「福岡県保育士等キャリアアップ研修（食育・アレルギー対応）」
期日：令和元年8月20日、30日、9月4日、14日、11月8日、11日、
12月16日、23日
主催：福祉労働部子育て支援課
対象：認可保育施設等の保育従事者
参加者：487人
- 「福岡県届出保育施設従事者研修会（アレルギーへの対応）」
期日：令和元年10月8日、17日
主催：福祉労働部子育て支援課
対象：届出保育施設等の保育従事者（施設長を含む）
参加者：161人
- 「食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会」
期日：令和元年12月17日
主催：福岡県教育委員会（所管：教育庁体育スポーツ健康課）、
福岡県学校保健会
対象：国公立学校の管理職・教職員、教育委員会の指導主事等
参加者：357人
- 「アレルギー講習会」（令和元年度文部科学省補助事業）
期日：令和元年8月23日
主催：福岡県教育委員会（所管：教育庁体育スポーツ課）、
福岡県学校保健会
共催：教育庁体育スポーツ健康課、日本学校保健会
対象：国公立学校の管理職、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、
教育委員会の指導主事等
参加者：267人

【令和2年度予定】

- ①○「児童福祉施設等職員向け研修会」
期日：未定
主催：がん感染症疾病対策課
対象：児童福祉施設等の職員
- 「福岡県保育士等キャリアアップ研修（食育・アレルギー対応）」
期日：令和2年9月5日、14日、10月5日、10日、11月7日、12日、
12月6日、17日実施予定
主催：福祉労働部子育て支援課
対象：認可保育施設等の保育従事者

- 「福岡県届出保育施設従事者研修会（アレルギーへの対応）」
期日：令和2年10月6日、13日実施予定
主催：福祉労働部子育て支援課
対象：届出保育施設等の保育従事者（施設長を含む）
- 「食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会」
期日：令和2年12月頃実施予定
主催：福岡県教育委員会（所管：教育庁体育スポーツ健康課）、
福岡県学校保健会
対象：国公立私立学校の管理職・教職員、教育委員会の指導主事等

（2）生活環境の改善

① 大気環境の情報提供

観測所：県内18市町58か所

測 定：二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）
光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM_{2.5}）

内 容：監視データを県ホームページで公開、県の防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」を利用した情報発信。人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがあると判断される場合は、関係機関に情報提供。光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の濃度が一定濃度以上の場合は注意喚起。

② 大気汚染の防止

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例等に基づき、工場・事業場の監視指導、自動車排出ガス対策を実施。

③ 花粉症対策

○ 花粉症対策品種（少花粉スギ）の生産や植栽の促進

平成21年度から少花粉スギの苗木の生産に着手。その後も県採穂園において、少花粉スギの母樹の造成を継続することで、県内の苗木生産者の少花粉スギ苗木の増産を支援。

また、平成28年度から、主伐後の国庫補助事業による再造林において少花粉スギ等を植栽する場合に、県独自に上乘せ補助を実施。

○ 福岡県花粉情報システム事業

福岡県医師会が実施する県民への花粉の飛散情報を提供している事業に対し補助。

④ アレルギー物質を含む食品表示の充実

○ 食品関係営業施設等に対する監視指導

各保健福祉（環境）事務所において食品関係営業施設等に対する監視指導や収去検査を行い、アレルギー物質を含む食品の適正表示を指導。

○ 食品表示制度の普及啓発

食品製造業者や直売所の出荷者等を対象に、食品表示制度について説明会を開催。

- 食品等の自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進
福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に基づき、事業者が実施する自主回収の情報を県民に速やかに公表し、不良食品（アレルギー表示違反含む）回収を促進。

⑤ 受動喫煙の防止

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について、普及啓発。
- 平成30年7月に健康増進法が改正されたことを踏まえ、多数の者が利用する施設等の一定の場所での受動喫煙対策を推進。

2 アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

(1) アレルギー疾患に係る医療提供体制の整備

① アレルギー疾患医療拠点病院の整備

アレルギー疾患を有する人が適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療拠点病院として、平成31年4月1日付で独立行政法人国立病院機構福岡病院を指定。

② アレルギー疾患診療連携体制の構築

拠点病院等と連携し、定期的に専門医による病態の評価が必要な患者や、重症、難治性の患者等に対しては、拠点病院で診療を行い、病態が安定化し、治療方針が定まった場合には、かかりつけ医に戻す等の患者の紹介・逆紹介を進めていくことで連携体制の構築を推進。

③ アレルギー疾患を診療する医療機関等の情報提供

拠点病院等と連携し、アレルギー疾患患者が適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患を診療する医療機関情報について、ホームページ等（ふくおか医療情報ネット）で提供。

(2) アレルギー疾患に係る医療に携わる医療従事者等の人材育成

- 拠点病院と連携し、最新の科学的知見に基づいたアレルギー疾患に係る知識、保健指導等の技術習得のための研修会を開催。

対象：医療従事者等

時期：令和2年9月頃から順次開始予定

回数：eラーニングにより複数回実施予定

3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

(1) アレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成

拠点病院と連携し、アレルギー疾患を有する者やその家族に対応する機会が多い保健指導従事者等に対して、以下の取組みを行う。

- ⑨ ・ 保健所、市町村等における技術指導の実施
- ・ 保健師等の専門職に対する研修会の実施 等

(2) アレルギー疾患を有する者を支援するための連携体制の確保

拠点病院と連携し、日常的に患者へ接している保育所、学校等職員に対して、基本的な知識に加え、緊急時の対応に備えることができるよう、以下の取組みを行う。

- ・ 保育所、学校等の職員に対する研修会の実施
- ・ 各種ガイドラインやマニュアルの周知 等

⑨ (3) 相談体制の充実

アレルギー疾患を有する者やその家族、保育所や学校関係者等に対する相談体制の充実を図るため、福岡病院アレルギーセンターに県アレルギー相談窓口を設置。

開設日：令和2年7月1日

設置場所：独立行政法人国立病院機構 福岡病院

対象者：県内在住者、県内在勤者（医療関係者を含む）

相談内容：食物アレルギー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結炎及び花粉症などに関する相談

- ・ 自己管理や日常生活の留意点に関すること
- ・ 症状、薬、検査及び治療に関すること
- ・ 保育所や学校等におけるアレルギー対応に関すること 等

相談窓口：電話、FAX、メール

相談日：【電話】水曜日 10時～12時、木曜日 13時～15時

【FAX、メール】常時

対応者：担当職員が質問内容を確認し、後日、アレルギー専門医、小児アレルギーエデュケーター等が回答。

4 アレルギー対策に関する会議

○「福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会」

事務局：がん感染症疾病対策課

内容：現状・課題の把握、医療提供体制の整備、情報提供、人材育成

構成員：学識経験者、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、行政

○「学校給食における食物アレルギー対応に関する連絡協議会」

事務局：教育庁体育スポーツ健康課

内容：実態調査の実施結果や食物アレルギー発症事例の共有等

構成員：医師会、小中特別支援学校長、養護教諭、栄養教諭、PTA、県教育委員会、市町村教育委員会